

【答申の概要】 諮問第 164 号

「県民のこえ室に寄せられた静岡空港に関する意見等の部分開示決定に対する異議申立て」

件名	「県民のこえ室に寄せられた静岡空港に関する意見等の部分開示決定に対する異議申立て」
本件対象文書	平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 11 月 5 日までに県民のこえ室に寄せられた意見・提言・要望等（以下「意見等」という。）のうち、静岡空港に関するものすべて及びそれらに対する県の対応の結果を記した書面並びに県各部局に寄せられた意見等のうち、上記期間に県民のこえ室に報告のあった静岡空港に関するものすべて及びそれらに対する県の対応の結果を記した書面（以下「本件公文書」という。）
非開示理由	条例第 7 条第 2 号（個人情報）、第 6 号（事務事業情報：変更処分により追加）
実施機関	静岡県知事（広報課県民のこえ室）
諮問期日	平成 22 年 1 月 25 日
主な論点	知事個人の人格を非難する言葉（以下「本件情報」という。）は、条例第 7 条第 2 号（個人情報）及び第 6 号（事務事業情報）に該当するか。

審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の内容等について

本件公文書は、県民のこえ事務により、県民等から県の各部局や県民のこえ室に寄せられた静岡空港に関する意見等である。県民のこえ事務とは、県民等から意見等を電話、手紙、電子メール、県のホームページなどにより、県民のこえ室が受け付けた上で、回答等の適切な処理を行う事務である。

2 条例第 7 条の非開示情報該当性について

第 6 号は、変更処分により追加した非開示理由であるが、実施機関が異議申立てを受けて本件処分について再考し、熟慮した結果、当該理由を追加したものであり、異議申立人にとっても不服・反論の機会が与えられていることから、追加した経緯が結果として妥当でなかったとまでは認められない。したがって、当審査会は、まず、本件情報の第 6 号該当性について検討する。

県民のこえ事務は、意見申出人が提出した意見等を編集した上で意見等の要旨を公開する場合があると明示している事務であり、公開される情報は、意見等の情報のうち、個人が特定されるおそれがある情報などを除いた上で、要旨の情報を公開していると認められる。

本件情報は、意見申出人の内心の率直な感情をありのままに表現したものであり、個人の機微に関する情報であると認められる。そして、一般に、個人の機微に関する情報を編集することなくそのまま公開されることを意見申出人が承知した上で、実施機関に意見等を提出しているとまでは認め難いものであることから、本件情報を公にした場合、意見申出人の心情を害し、ひいては当該個人の権利利益を害するおそれにつながる側面も否定できず、県民のこえ事務に対する県民等の信頼を損なうものであると認められる。

さらに、本件情報を公にした場合、今後の県民のこえ事務に関して、県民等が実施機関に対して、自らの内心の率直な感情を表すことをちゅうちょし、ひいては率直な意見等を出すこと自体を思いとどまらせることになるおそれが生じると認められる。したがって、本件情報は、公にすることにより、より多くの県民等の率直な意見等を頂くという県民のこえ事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件情報は、第 6 号に該当する。

実施機関は、本件情報が、条例第 7 条第 2 号にも該当すると主張するが、上記のとおり、本件情報が同条第 6 号に該当すると判断したことから、本件情報の第 2 号該当性について判断するまでもなく非開示とすべきである。